

# 令和5年度「広報まつど」定期号編集業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

松戸市（以下「市」という）で原則として毎月1日と15日に発行している広報紙「広報まつど」定期号の紙面の編集について、編集業務に習熟した民間事業者に業務を委託することで、より見やすく分かりやすいものとするため。

## 2. 業務概要

### (1) 委託名称

令和5年度「広報まつど」定期号編集業務委託

### (2) 委託場所

松戸市広報広聴課及び市の指定する場所

### (3) 業務内容

「広報まつど」定期号編集業務委託の仕様書（別紙第1）と特記仕様書（別紙第2）の定めるところによります。

### (4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ただし、松戸市「広報まつど」編集業務選定委員会が受託者の業務内容について審査した結果に基づき、令和5年度から令和7年度までの最大3年間を限度に、年度ごとに受託者と随意契約を結ぶことがある。

## 3. プロポーザル方式の方法及び理由

自治体広報の編集業務の実績を有する業者は全国に多くあり、広く提案を受ける必要があることから公募型とします。

## 4. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりです。

手順	日時
公募開始	令和5年1月16日(月)
質問の受け付け締め切り	令和5年1月30日(月)17時〔必着〕
質問に対する市からの回答	令和5年2月 2日(木)まで
参加申し込みの受け付け締め切り	令和5年2月 6日(月)17時〔必着〕
提案資料の提出締め切り	令和5年2月20日(月)17時〔必着〕

参加資格確認結果通知	令和5年2月27日(月)
プレゼンテーション、ヒアリング審査	令和5年3月 8日(水)
審査による結果の通知	令和5年3月中旬
契約締結	令和5年4月1日以降(予定)

## 5. 応募資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- (2) 本業務の公募開始日から契約締結日までに、市から指名停止基準に基づく指名停止または指名除外の措置を受けていないこと
- (3) 過去3年間に、自治体広報の編集業務に携わった実績を有すること
- (4) 国税、都道府県税、市区町村税を滞納していないこと
- (5) 松戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっていないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中または会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中ではないこと

## 6. 参加申し込み手続き

- (1) 参加申し込みの受け付け締め切り  
令和5年2月6日(月)17時〔必着〕
- (2) 提出書類
  - ア 参加申込書（第1号様式） 1部
  - イ 誓約書（第2号様式） 1部
- (3) 提出方法  
直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合に配達状況が確認できる方法）で、広報広聴課（松戸市役所新館5階）に提出してください。
- (4) 参加資格確認結果通知  
令和5年2月27日(月)

## 7. 契約限度額

14,784,000円（消費税相当額を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。

## 8. 選定方法及び評価基準

### (1) 事業者の選定

公募型プロポーザル方式とし、松戸市「広報まつど」編集業務選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員が、提出された提案資料・プレゼンテーション・ヒアリングなどの内容の優秀性について審査し、合計点数の高い順に最優秀提案者と優秀提案者を選定します。

また、事前に提出された広報まつど紙面案について、外部有識者が別途審査を行い、その審査結果を選定委員会における参考意見とします。

選定委員会の選定結果を踏まえ、市は優先交渉権者と次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議し、契約締結の交渉を行います。契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議し、契約締結の交渉を行います。

※参加申込者の辞退などにより提案者が1者となったときは、市が求める必須条件（参加資格、仕様項目の充足度など）を全て満たしていると選定委員会が総合的に判断できた場合に、その者を交渉権者として決定します。

### (2) 審査方法

選定委員会の委員が評価基準に基づき、提案資料・プレゼンテーション・ヒアリングなどの内容を審査し、合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者に選定します。

ただし、上位者の提案者が同点となった場合は、委員の多数決により決定するものとします。

### (3) 評価基準

#### ア 提案者の信頼性・実績

会社概要、業務実績

#### イ 本業務の企画・内容

編集方針の信頼性と独自性、広報まつど紙面案の訴求力、記事や文字の読みやすさへの配慮、写真やイラストの効果的な使用、高齢者や色覚障害者の視覚にも配慮した配色

#### ウ 本業務への取り組み

業務実施の体制、突発的な作業への対応、編集に対する独自の改善提案

#### エ 見積金額

## 9. 質問および回答

### (1) 質問の受け付け締め切り

令和5年1月30日(月)17時〔必着〕

### (2) 提出書類

質問書（第3号様式）

### (3) 提出方法

電子メールで広報広聴課に提出してください。

(4) 質問に対する市からの回答

令和5年2月2日(木)までに、電子メールで全ての参加申込者に送付します。

(5) 注意事項

質問に対する回答内容は、本件に係る各書類への追加および修正とみなします。

## 10. 提案資料の作成および提出

(1) 提出締め切り

令和5年2月20日(月)17時〔必着〕

(2) 提出書類と提出部数

提出書類	提出部数
提案書（第4号様式）	1部
企画書、広報まっど紙面案 （参加申込者に後日配付する「企画書および広報まっど紙面案作成要領」（別紙第3）に基づき作成してください）	紙で各20部、 電子データで各1部
業務スケジュール （任意様式。5月1日号について、8ページと12ページの場合の工程と作業時間等をそれぞれ示してください。校了データ納品日は、8ページの場合は発行日の5開庁日前、12ページの場合は発行日の6開庁日前とします）	1部
実施体制調書（第5号様式）	1部
業務実績調書（第6号様式）と成果品	各1部
会社概要書（第7号様式）と会社パンフレットなど	各1部
見積書 （総額と内訳について、税込み額と税抜き額の両方を記載したもの）	1部
現在事項全部証明書の写し （発行後3か月以内のもの）	1部
国税の納税証明書（その3の3）の写し （直近2年分。発行後3か月以内のもの）	1部
都道府県税、市区町村税の滞納がないことの証明書の写し （直近2年分。発行後3か月以内のもの）	1部
印鑑証明書の原本 （発行後3か月以内のもの）	1部

(3) 提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合に配達状況が確認できる方法）で、広報広聴課（松戸市役所新館5階）に提出してください。

(4) その他

- ・提案内容は、提案者1者につき1件とします。
- ・提出後の提案資料の変更や追加などは、原則不可とします。

- ・提案資料の作成や郵便料など、本件に係る全ての費用は提案者の負担とします。
- ・市は、受理した提案資料は返却しません。また、市は提案資料を事業経過説明に無償で使用することができるものとし、それ以外には使用しません。
- ・本件は優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではありません。

## 11. プレゼンテーション、ヒアリング審査

### (1) 日時

令和5年3月8日(水) 午後

### (2) 場所

松戸市役所庁舎内（千葉県松戸市根本387-5）

### (3) 時間

提案者1者につき約45分（プレゼンテーション約30分、ヒアリング審査約15分）

### (4) その他

- ・日時や場所などの詳細は、参加申し込みの受け付け終了後、速やかに通知します。
- ・審査会場への入室は、提案者1者につき3名以内とします。
- ・プロジェクター、スクリーン、電源ケーブル、マイクは市が用意しますが、その他の機材については提案者が持参してください。
- ・当日の資料は提出済みの提案資料のみとし、変更や追加などは原則不可とします。

## 12. 審査結果通知

全ての提案者に対し、令和5年3月中旬に文書で通知します。

## 13. 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページに公表します。公表する項目は、優先交渉権者名とその採点結果とします。

## 14. 契約の締結

委託事業者として決定された交渉権者と、令和5年度「広報まつど」定期号編集業務委託に係る契約を令和5年4月1日以降に締結します。ただし、令和5年度予算により本業務を実施できないときは、契約の締結を行いません。

## 15. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとします。

- (1) 本要領に定める事項以外の方法により、市職員または市関係者へ提案に対する援助を求めた場合
- (2) 見積金額が契約限度額を超過している場合

- (3) 提出方法や提出締め切りに適合していない場合
- (4) 記載すべき事項が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合

## 16. 担当部署

松戸市 総合政策部 広報広聴課 担当：赤羽根  
〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5 松戸市役所新館5階  
TEL：047-366-7320（直通） FAX：047-362-6162  
E-mail：mckouhou@city.matsudo.chiba.jp